科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 26 年 5 月 26 日現在

機関番号: 3 2 6 8 2 研究種目: 基盤研究(C) 研究期間: 2010~2013

課題番号: 22530040

研究課題名(和文)多層的人権保障メカニズムの比較法的実証的研究

研究課題名(英文) Comparative Empirical Study on Multi-layered Mechanism of Human Rights Protection

研究代表者

江島 晶子(Ejima, Akiko)

明治大学・法務研究科・教授

研究者番号:40248985

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,800,000円、(間接経費) 840,000円

研究成果の概要(和文):人権の実現プロセスとして、憲法の人権保障メカニズム(統治機構)と国際人権条約の人権保障メカニズム(国際人権機関)を統合的に把握すること、すなわち多層的人権保障メカニズムは、一定の条件を前提として現実的に可能である。同メカニズムは、国内の統治機構、とりわけ議会と裁判所の関係にも変容をもたらす。本研究で主たる研究対象としたヨーロッパにおいては、国際メカニズムおよび国内メカニズムを並存的にとらえ、かつ、具体的な事件においてはその解決をめぐって、それぞれが与えられた権限をもって、与えられた場面で関与していくという循環的プロセス(終わりがない)と捉えうる可能性が、ヨーロッパ人権条約と各国憲法の間にある。

研究成果の概要(英文): It is possible to unify the constitutional human rights protection mechanism (the legislature, the judiciary and the executive) and the international human rights protection mechanism (int ernational human rights bodies) as a multi-layered human rights protection mechanism. The multi-layered me chanism also changes the relationship between the legislature and the judiciary in the domestic constitution. In the European region, particularly, it is feasible to grasp the relationship of the European Convent ion on Human Rights and the domestic constitutions as a never-ending process in circulation, where the int ernational mechanism and the domestic mechanism have separate opportunities and different authorities allo cated by law in order to deal with the particular cases.

研究分野: 社会科学

科研費の分科・細目: 法学・公法学

キーワード: 多層的人権保障 ヨーロッパ人権条約 憲法と条約 国際人権条約 最高裁判所 補完性 ヨーロッパ

評議会 イギリス

1.研究開始当初の背景

(1) 現在、国際的にも国内的にも人権保障制度が構築されつつあるが、憲法の人権保障メカニズム(統治機構)と国際人権条約の人権保障メカニズム(各種国際人権機関)の接合状況如何で、人権保障の実効性には大きな違いが地域的に生じている。そこで、両メカニズムの接合状況について、実証的比較法研究を行い、接合状況の違い(多層性の有無)が人権保障の実効性にどのように影響するのかを究明することが必要である。

(2) ヨーロッパの状況:国際的人権保障メカ ニズム(とりわけヨーロッパ人権裁判所)の 進展が著しいヨーロッパでは、ヨーロッパ人 権裁判所判例法が構築され、国内の統治機構 は同判例法をもはや無視できない。また、国 内における実施を促進するための国内人権 機関の充実ぶりにも注目できる。以上の結果、 国内メカニズムと国際メカニズムの接合は 相当実質的である。一例を挙げれば、1998 年人権法発効後のイギリスでは、国内裁判所 はヨーロッパ人権裁判所判例法に準拠しな がら裁判を行い、その判決を踏まえて議会が 国内法改正を行う一方、人権合同委員会(議 会内)や平等人権委員会(独立機関)等の国 内人権機関が創設された。他方、ヨーロッパ 人権裁判所側はヨーロッパ人権条約を全面 的に考慮する国内判決の影響を受けている (両者の関係は相互的)。人権条約は人権救 済を目的とするだけに、国内メカニズムと国 際メカニズムとの接合が進展するほど、憲法 が「人権救済法」的機能を積極的に果しうる。 そのため、憲法と国際法の垣根を越えて、包 括的な人権保障メカニズムとして把握し、そ の実効性を究明する研究も登場している。中 でも、多層的メカニズムが憲法原理に対して 及ぼす影響に関する研究もさかんである。

(3) 日本の状況:日本では、現代憲法の水準を満たす憲法を備えつつ、他方で主要な国際人権条約を批准しているが、他方で国際標準に照らすと、国連の国際人権機関に個人が人権侵害を通報することができる個人通報制度にはいまだ参加せず、また、1990年代人権、多くの国家において導入された国内、国院人権機関も設置に至っていない。そのため、国際人力ニズムと国内メカニズムの接合の度合いが制度的に発展させる余地がある。また、現状を反映して、統治機構において国際人権条約が果たし得る役割は限定的である。

2.研究の目的

(1) 国際的にも国内的にも人権保障制度が 構築されつつある現状を踏まえ、憲法の人権 保障メカニズム(統治機構)と国際人権条約 の人権保障メカニズム(各種国際人権機関) との多層的接合状況について実証的比較法研究を行い、接合状況の違い(多層性の有無)が人権保障の実効性にどのように影響するのかを究明することを目的とする。とりわけ、本研究では、両メカニズムの接合が統治機構の諸原理に及ぼす影響に着目し、それを議会と裁判所の「対話」的関係として把握する可能性を視野に入れつつ、従来の権力分立モデルに対して、国際メカニズムとの接合を加えた新たなモデルを構築・検証し、権力分立原理の人権保障的再構成を試みる。

3.研究の方法

(1) 比較を行うための着眼点の抽出(一般モデルの構築に向けて): 実証的比較法研究を行う際に、何に着眼するかについて、ヨーロッパ人権条約とイギリスに関する先行研究を活用しながら、下記(2)に示すような着眼点を抽出した。そのための作業として、イギリス国内の人権に大きな影響を及ぼしたヨーロッパ人権裁判所判決について検討を行うと同時に、締約国政府が国際機関の意思決定や制度整備にどのように関係しているかも考察の対象にした。

(2) 着眼点

国内裁判所がヨーロッパ人権条約適合的解釈(当該事件で問題になった法律・行政行為がヨーロッパ人権条約に適合的になるように解釈する)を行った場合、その妥当性をヨーロッパ人権裁判所判例法から評価する。

国内裁判所が不適合宣言(当該事件で問題になった法律・行政行為がヨーロッパ人権条約に適合的に解釈できないという宣言[イギリス以外の国の場合にこれに相当するものの有無も検討対象])を出した場合、それに対して議会がどのような対応を行ったかを検証する。

議会の立法的対応がとられた場合、当該立 法のヨーロッパ人権条約適合性について検 討する。

国内裁判所の判決後、ヨーロッパ人権裁判 所に提訴された場合、国内裁判所の判決とヨ ーロッパ人権裁判所の判決の比較を行い、論 拠および結論の相違について分析する。

ヨーロッパ人権裁判所の判決に対して、国内の統治機構(議会、政府、裁判所)はどのような反応を見せたか検討する。

ヨーロッパ人権裁判所判決の履行について、ヨーロッパ評議会閣僚委員会の決議を素材として検討する。

ヨーロッパ評議会議員総会が、当該事件に 対して及ぼした影響力について検討する。

ヨーロッパ評議会における問題(本研究では、ヨーロッパ人権裁判所の機構改革に特化する)に対して、締約国政府はどのように意見表明を行っているか検討する。

(2)前述した着眼点に基づく実証的比較法研究:イギリスに関する研究をさらに発展させつつ、イギリスに関する研究から得た知見を比較するという形で、オーストリア、ドイツ、フランスとの実証的比較法研究を行った。関係する資料を収集検討すると同時に、関係機関(ヨーロッパ人権裁判所および各国の国内人権機関)および研究機関(大学および研究所)に対して訪問調査を行った。

4.研究成果

研究成果としては、以下のような知見が得られた。

(1) 人権の実現プロセスとして、憲法の人権保障メカニズム(統治機構)と国際人権条約の人権保障メカニズム(国際人権機関)を統合的に把握すること(多層的人権保障メカニズム)が、一定の条件が満たされる場合には現実的に可能である。その条件とは、個人が国際機関に具体的な人権院外事件を提起(通報・申立)できること、国際機関の決定に法的拘束力があること(事実上でも可)

国際機関の決定に対して一定の信頼と実効性が確立されていること、 国内裁判所が国際人権条約を解釈適用すること、 締約国による国際人権条約遵守(判決履行含む)を担保する国際メカニズムの存在することである。

- (2) 国際的人権保障メカニズムと接合され た国内人権保障メカニズムは、国内における 議会と裁判所の関係に新たな局面をもたら す可能性を有する(現段階では、「対話」と も「衝突」とも評し得るが、本研究代表者は 本研究においては「対話」として描く可能性 を追求した)。この対話的関係は、国際的人 権保障メカニズムがなくても想定しうるが、 国内裁判所が国際人権条約に依拠して判断 を行うことを選択する際に、国際機関が国内 裁判所と同じ結論に至っていた場合、国内裁 判所の発言力を強める方向で働く(そうなっ た場合に、当然、国際機関の判例・先例の法 的拘束力ならびに国内法における序列問題 が生じる)。他方、国内の憲法原理、憲法理 論は、新たな局面の進展を抑止する働きをす る場合もある(イギリスにおける議会主権が 典型例。この場合、対話ではなく、衝突とな る可能性を高めることになる)。後者の場合 には、伝統的憲法原理であることが多く、そ うであるがゆえに現代社会に即した伝統的 憲法原理の「現代化」が要請される局面が生 じるが、前述したように統合された人権の実 現プロセスが一定程度確立している場合に は、この要請はより強くなる。
- (3) 実効的な人権の実現プロセスの構築という観点から、条約の国内法における序列に基づいて国際人権条約の国内法との関係性

を決定するアプローチは、形式的・硬直的で、 現状を把握するのに有用ではない。また、国 際人権機関(本研究ではヨーロッパ人権裁判 所)をたとえ事実上にせよ国内裁判所に優位 する「第四審」ととらえること(そしてそれ ゆえ批判することは、同様に有用ではない。 ヨーロッパ地域に限定すれば、これまでの事 実上の積み重ねの成果として、ヨーロッパ人 権条約のヨーロッパ社会における公序、最高 法としての地位を確立しているのである(逆 に言えば、ヨーロッパ人権裁判所が運営方針 を誤ればその地位は失われる)。よって、現 状において、実効的な実現プロセスを維持し ていくためには、人権規範の形成について、 全てのステークホールダーの動態的把握が 必要である。本研究で主たる研究対象とした ヨーロッパにおいては、段階構造的思考では なく、国際メカニズムおよび国内メカニズム を並存的にとらえ、かつ、具体的な事件にお いてはその解決をめぐって、それぞれが与え られた権限をもって、与えられた場面で関与 していく循環的プロセス(終わりがない)と 捉えうる実情が、ヨーロッパ人権条約と各国 憲法の間にあること(またはその可能性)が 確認できた。

- (4) 判例法の分析からは、法伝統の異なる国家間および国家と国際機関間をクロス・オーバーしうる共通枠組みとしての「比例原則」の可能性が析出できた。これについては、今後、ヨーロッパ人権条約の解釈が同じ比例原則で各締約国において行われ得るのかという実態としての問題(統一的人権規範の生成)と、ヨーロッパ人権裁判所判例法を「媒介」として、各締約国における人権規定解釈がある国から別の国に移植される可能性という、新たな法継受のパターンとして検討する可能性があり、今後の課題とする。
- (5) 成果の発表:後述 5 に記載するように、研究成果は雑誌論文および図書として公刊した。また、国内外の学会において報告を行った。とりわけ、2013 年度の比較法学会では、ミニ・シンポジウム「人権の『対話』 比例原則の国際化を手がかりに」を企画し、ヨーロッパ人権条約とドイツ、フランス、イギリスを比較した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計 12 件)

江島晶子「「人権救済法」としての憲法 の可能性―憲法訴訟・国際人権機関・国 内人権機関 - 」法律論叢 83 巻 2・3 号、 査読有、2011 年、65 - 96 頁

Akiko Ejima (江島晶子) "Significance of a

Multi-layered Dialogue for Constructing a Multi-layered Fundamental Rights Protection System: Concluding Remark for the Symposium held in Nagoya, Japan, in November 2010" International Constitutional Law Journal, 查読有, Volume 5, Issue 2, 2011, p. 218-221. http://www.internationalconstitutionallaw.net/download/008517f66737d7ae8c540994 1809599d/Ejima.pdf>.

江島晶子「憲法を「人権法」にする触媒としての国際人権法・憲法解釈を行う国家機関の設計・作法における「国際標準化」・」国際人権(国際人権法学会)22号、査読無、2011年、69-74頁 江島晶子「経済秩序と「憲法/国際法」・International Constitutional Law/Constitutional International Law-」季刊企

江島晶子「現代社会における「公共の福祉」論と人権の再生力 - Gillan 事件ヨーロッパ人権裁判所判決(警察による停止・捜索)と自由保護法案 - 」明治大学法科大学院論集 10 号、査読無、2012 年、77-10 頁

業と法創造8巻3号(通巻31号)、査

読無、2012年、16-29頁

江島晶子「公平な裁判を受ける権利(ヨーロッパ人権条約 6 条)と伝聞証拠-Al-khawaja and Tahery 対イギリス(ヨーロッパ人権裁判所大法廷2011年12月15日判決)」国際人権(国際人権法学会)23号、査読無、2012年、134-137頁江島晶子「イギリスにおける「公正な裁判」−多層的人権保障システム下における、イギリス・コモン・ローおよびヨーロッパ人権条約による「公正な裁判を受ける権利」の彫琢」比較法研究(比較法学会)74号、査読無、70-84頁、2012年

Akiko Ejima(江島晶子), "The Influence

of the international codification of human rights upon the codification of the Constitution of Japan", University of Tokyo Journal of Law and Politics, Vol. 10, 查読無, 2013, p. 81-97.

Akiko EJIMA (江島晶子), "Advantages and Disadvantages of Creating a Multi-Layered System for the Protection of Human Rights: Lessons from UK-European experiences under the European Convention on Human Rights" 明治大学法科大学院論集 13 号、查読無、2013 年、1-24 頁

江島晶子「比例原則のグローバル化 人権の対話」比較法研究(比較法学会) 75号、査読無、2013年、214-220頁 <u>江島晶子</u>「イギリスにおける比例原則 の継受 ヨーロッパ人権条約と 1998年 人権法」比較法研究(比較法学会)75号、査読無、2013年、246-252頁 <u>Akiko EJIMA (江島晶子)</u>, 'Emerging Transjudicial Dialogue on Human Rights in Japan: Does it contribute in making a hybrid of national and international human

rights norms? 明治大学法科大学院論集

14号、査読無、2014年、139-167頁

[学会発表](計 4 件)

江島晶子、憲法を「人権法」にする触媒としての国際人権法―憲法(国内法)解釈を行う国家機関の設計・作法における国際標準化、国際人権法学会、2010年11月13日、明治大学江島晶子、イギリスにおける公正な裁判一多層的人権保障システムにおける公正な裁判を受ける権利の彫琢―、比較法学会、2012年6月3日、京都大学江島晶子、比例原則の継受―イギリス/ヨーロッパ人権条約を中心に、比較法学会、2013年6月1日、青山学院大学Akiko EJIMA(江島晶子)、Japanese Efforts

to Have a Secrecy Law and a 'National Security Council、International Association of Constitutional Law Round Table (Constitutionalism Across Borders in the Struggle Against Terrorism), 2014年3月6日, Harvard Law School

[図書](計 10 件)

長谷部恭男編著、『人権の射程』(講座 人権論の再定位第3巻)、法律文化社、 2010年、274頁(江島晶子「「テロとの 戦い」と人権保障—「9/11」以前に戻れ るのか―」(第6章)113-134頁) 芹田健太郎 他(編)、『国際人権法の 国内的実施』(講座国際人権法第3巻)、 信山社、2011年、432頁(江島晶子「国 際人権条約の司法的国内実施の意義と 限界-新たな展開の可能性」151-192頁) 辻村みよ子・長谷部恭男(編)、『憲法 理論の再創造』日本評論社、2011年、536 頁(江島晶子「憲法の未来像における国 際人権条約のポジション―多層レベル での「対話」の促進—」311-324頁) 芹沢斉他(編)『新基本法コンメンター ル憲法』、日本評論社、2011年、539頁 (江島晶子 最高法規(第10章)507-517 頁)

笹川紀勝(編著)『憲法の国際協調主義の展開―ヨーロッパの動向と日本の課題―』、敬文堂、2012年、282頁(江島<u>晶子</u>「国際人権保障の観点から見た「国際協調主義」の課題と可能性・ヨーロッパ人権条約およびイギリスの関係を手がかりに・」41-69頁)

坂元茂樹・薬師寺公夫(編)『普遍的国際社会への法の挑戦』、信山社、2013年、866頁(<u>江島晶子</u>「ヨーロッパ人権裁判所と国内裁判所の「対話」?—Al-Khawaja and Tahery v the United Kingdom 大法廷判決を手がかりとして」85-119頁)

Tania Groppi and Marie-Claire Ponthoreau (eds.), The Use of Foreign Precedents by Constitutional Judges, Hart Publishing, 2013, pp. 431 (Akiko Ejima(江島晶子), A Gap between the Apparent and Hidden Attitudes of the Supreme Court of Japan towards Foreign Precedents, pp. 273-299) 奥平康弘 他(編)『改憲の何が問題か』、岩波書店、2013 年、264 頁(江島晶子「問題は、人権規定なのか、人権を実現する仕組み(統治機構)なのか 「日本国憲法改正草案」を国際人権条約・比較憲法から見る」215-231 頁

長谷部恭男 他(編著)『現在立憲主義の諸相(高橋和之先生古稀記念 (下)』、有斐閣、2013年、715頁(<u>江島晶子</u>「多層的人権保障システムにおけるグローバル・モデルとしての比例原則の可能性」85-114頁)

Fergal Davis et al (eds), Surveillance, Counter-Terrorism and Comparative Constitutionalism, Routledge, 2014, 340 (Akiko EJIMA(江島晶子), "From the west to the east: migration of surveillance policy", pp. 192-209)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)なし

〔その他〕 ホームページ等 なし

- 6.研究組織
- (1)研究代表者

江島 晶子(EJIMA, Akiko) 明治大学・大学院法務研究科・教授 研究者番号: 40248985

- (2)研究分担者 該当しない
- (3)連携研究者 該当しない